

## 地球温暖化防止に向けた対策・施策の整理

### ■地球温暖化対策実行計画に盛り込む事項

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 第 3 項において、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の抑制等を行うための施策に関する事項を盛り込んだ実行計画を策定することが義務付けられています。

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

#### 1. 再生可能エネルギーの利用促進【法第 20 条の 3 第 3 項第 1 号】

例) 太陽光発電、太陽熱温水器、水力発電の導入促進など

#### 2. 市民・事業者の活動促進【法第 20 条の 3 第 3 項第 2 号】

例) 工場・事業場・の省 CO<sub>2</sub> 化、建築物の省 CO<sub>2</sub> 化、高効率設備・機器の導入促進、省 CO<sub>2</sub> 行動の推進など

#### 3. 地域環境の整備及び改善【法第 20 条の 3 第 3 項第 3 号】

例) モビリティ・マネジメント、パーク&ライドの導入、コミュニティ・サイクルの整備、カーシェアリングの導入、大規模緑地の保全など

#### 4. 循環型社会の形成【法第 20 条の 3 第 3 項第 4 号】

例) 廃棄物多量排出事業者対策の推進、容器包装廃棄物の排出抑制、食品廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進など

表 4.1-2 対策・施策の整理(再生可能エネルギー分野。ただし、面的対策を除く)

対策区分	対象部門	対策細目	対策概要	対策効果指標の例 (毎年利用可能なもの)	施策例			
短期・中期	発電分野	中小規模	住宅用太陽光発電の導入	住宅用太陽光発電の導入促進を行います。新築時に導入するケースや、既存住宅への導入、共同住宅への集中導入など、これまで施策対象となっていなかったものを含めて、様々な対象に対して、様々な施策を進めます。	発電出力、または住宅戸数	補助金・利子補給、グリーン電力証書による環境付加価値の買取支援、エコアクションポイント、固定価格買取制度、建築物環境計画書制度、協定、防災目的での導入など		
			太陽光発電の導入	業務施設、産業施設への導入促進を行います。	発電出力	補助金・利子補給、グリーン電力証書・カーボンオフセット等による買取支援、固定価格買取制度、建築物環境計画書制度、協定、防災目的での導入など		
		大規模	メガワットソーラーの導入	大規模太陽光発電の導入促進を行います。	発電出力	補助金・利子補給、基金、固定価格買取制度など		
			水力発電(小水力)	マイクログ水力発電、小水力発電の導入促進を行います。導入先の精査から行います。	発電出力	補助金・利子補給、グリーン電力証書等による買取支援、固定価格買取制度、建築物環境計画書制度など		
			風力発電	風力発電の導入を促進します。導入先の精査から行います。	発電出力	補助金・利子補給、基金、固定価格買取制度など		
			地熱発電	地熱発電の導入促進を行います。	発電出力	補助金・利子補給、固定価格買取制度など		
			バイオマス発電・廃棄物発電	バイオマス発電の導入促進を行います。	発電出力	補助金・利子補給、固定価格買取制度など		
			廃棄物発電	ごみ焼却施設、産業廃棄物処理施設等の廃棄物発電の導入促進を行います。	発電出力	導入促進、固定価格買取制度など		
		短期・中期	熱利用分野	中小規模	住宅用太陽熱温水器、ソーラーシステムの導入	住宅用太陽熱温水器、ソーラーシステムの導入促進を行います。太陽熱温水器は比較的经济性が高いので、価格動向によっては設置義務化も視野に入れます。	集熱面積、または住宅戸数	新築住宅への導入義務化、補助金・利子補給、グリーン熱証書による環境付加価値の買取支援、エコアクションポイント、建築物環境計画書制度、協定、防災目的での導入など
					パッシブソーラーハウス	パッシブソーラーハウス、ゼロエネルギーハウス等の導入促進を進めます。	導入住宅戸数	補助金・利子補給、グリーン熱証書・カーボンオフセット等による買取支援、建築物環境計画書制度、地域協定など
大規模	太陽熱温水器、ソーラーシステムの導入			業務部門、産業部門における太陽熱温水器、ソーラーシステムの導入を進めます。	集熱面積	補助金・利子補給、グリーン熱証書・カーボンオフセット等による買取支援、建築物環境計画書制度、導入促進、防災目的での導入など		
	雷水冷熱			業務部門、産業部門における雷水冷熱設備の導入を進めます。	有効容量	補助金・利子補給、グリーン熱証書・カーボンオフセット等による買取支援、建築物環境計画書制度、導入促進など		
	地中熱利用			ヒートポンプを活用した地中熱利用設備等を住宅などに導入します。	設備容量、住宅戸数	補助金・利子補給、グリーン熱証書・カーボンオフセット等による買取支援、建築物環境計画書制度、導入促進など		
	バイオマス熱利用			バイオマス熱利用、熱供給設備の導入を進めます。需要先を含めて総合的に検討します。	供給熱量	補助金・利子補給、グリーン熱証書・カーボンオフセット等による買取支援、建築物環境計画書制度、導入促進など		
	廃棄物熱利用			廃棄物熱利用の導入を進めます。場外需要先を含めて総合的に検討します。	供給熱量	導入促進など		
	温度差エネルギー			河川水・海水・下水熱等の温度差エネルギー設備の導入を進めます。需要先を含めて総合的に検討します。	設備容量	補助金・利子補給など		
	バイオマス、廃棄物燃料製造			バイオマス、廃棄物由来の燃料製造を進めます。	製造燃料の熱量	補助金・利子補給など		

注)短期、中期、長期の記述は、対策・施策の優先順位を示しているのではない。

表 4.2-4 対策・施策の整理（区域の事業者（産業部門）の活動促進分野。ただし、再生可能エネルギー対策、自動車対策を除く）

対策区分	対策細目	対策概要	対策進捗管理指標の例 （毎年利用できるもの）	施策例
短期 } 中期	運用管理の省エネ促進	運用管理による省エネを促進するためにBEMSの普及等を進めます。	事業所数	計画書制度、省エネルギー診断制度、専門家の登録制度、削減義務化など
	工場の省エネ改修の促進	工場において、設備・機器の省エネ改修を促進します。特にESCO事業の導入による省エネルギー改修を促進します。	導入施設数	計画書制度、公表制度、省エネルギー診断制度、補助金・融資・利子補給、削減義務化など
		中小規模の工場における設備・機器の省エネ改修を促進します。	導入施設数	省エネルギー診断制度、補助金・利子補給など
	公共事業系施設の省エネ改修の促進	公共の事業系施設において、設備・機器の省エネ改修を促進します。特にESCO事業の導入による省エネルギー改修を促進します。	導入施設数	率先導入など
	高効率設備普及	製造業で利用可能な高効率設備の普及を促進します。	省エネルギー量	計画書制度、補助金・利子補給、削減義務化など
	温暖化対策関連製品製造事業者の支援	省エネルギー関連技術、温暖化対策関連技術製品の製造事業者を積極的に誘致・支援します。	誘致事業者数	補助金・利子補給、公用地の提供など
地球温暖化防止行動の推進	地球温暖化防止行動の推進	投入した行政費用など	見える化、普及啓発など	

注) 短期、中期、長期の記述は、対策・施策の優先順位を示しているのではない。

表 4.2-5 対策・施策の整理（区域の事業者（民生業務部門）の活動促進分野。ただし、再生可能エネルギー対策・自動車対策・廃棄物対策を除く）

対策区分	対策細目	対策概要	対策進捗管理指標の例 （毎年利用できるもの）	施策例
短期～中期	行政の率先導入	行政施設への省エネ建物の率先導入を進めます。	導入事業所数	率先導入など
	建築物性能表示制度	建築物性能のランク付けや表示を拡大し、不動産取引等の場でも実施することを進めます。	協力事業者数、適用建築物数など	事業者との協定・義務化等の制度化、制度の普及啓発など
	新築建築物の省エネ化の促進	最高省エネ性能の建築物の普及を目指します。	建築物延床面積	補助金・利子補給、制度化など
短期～中期	既存建築物の省エネ改修の促進	既存建築物において建物外皮の省エネ化を図ります。	導入建築物延床面積	補助金・利子補給、計画書制度、公表制度、削減義務化など
	高効率設備・機器の普及	高効率設備・機器の普及を促進します。	省エネルギー量	補助金・利子補給など
	既存建築物の省エネ改修の促進	既存建築物において、設備・機器の省エネ改修を促進します。特にESCO事業の導入による省エネルギー改修を促進します。	導入施設数	計画書制度、公表制度、省エネルギー診断制度、補助金・利子補給、削減義務化など
	運用管理による省エネ促進	運用管理による省エネを促進するためにBEMSの普及、計測器等の普及を進めます。	導入建物数	計画書制度、公表制度、省エネルギー診断制度、補助金・利子補給、削減義務化など
	公共施設の省エネ改修の率先導入	公共施設において、設備・機器の省エネ改修を促進します。特にESCO事業の導入による省エネルギー改修を促進します。	導入施設数	率先導入など
短期	エネルギーの面的利用	業務施設間でコージェネレーションによる発電と排熱の相互融通、指定エリアにおける地域熱供給等を推進します。	省エネルギー量、導入建築物数など	条例・制度化、協定、補助金・利子補給など
	省エネ行動の推進	省エネ行動の重要性に関する意識改革を進めます。	投入した行政費用など	見える化、普及啓発など

注) 短期、中期、長期の記述は、対策・施策の優先順位を示しているのではない。

表 4.2-6 対策・施策の整理（区域の事業者（運輸部門）の活動促進分野。ただし、再生可能エネルギー対策、道路交通対策を除く）

対策区分	対策細目	対策概要	対策進捗管理指標の例 (毎年利用できるもの)		施策例
			投入した行政費用など	見える化、普及啓発など	
短期 ～ 中期	省エネ行動の推進	自動車輸送事業者にエコドライブの徹底を図ります。	投入した行政費用など	見える化、普及啓発など	
	トラック輸送の効率化の促進 (運用改善に関わる取組)	輸送事業者において、荷主と物流事業者の共同の取組、共同配送による積載率の向上、等運用面の対策により輸送の効率化を図ります。	低公害車、低燃費車導入台数	計画書制度、公表制度、物流実践等に関わる補助金など	
	トラック輸送の効率化の促進 (ハード面の整備を伴う取組)	物流ターミナルの整備、中心市街地での荷さばきスペースの確保等により、物流の効率化を図ります。	箇所数	補助金・利子補給など	
	輸送に関わる省エネの促進 (省エネ性能の高い機器導入)	輸送事業者において、省エネ性能の高い輸送機器(含む低燃費、低公害車)の導入により省エネを促進します。	低公害車、低燃費車導入台数	計画書制度、公表制度、補助金・利子補給など	
	モーダルシフトの推進	自動車による貨物輸送を、鉄道、船舶輸送に切り替えます。	交通手段別輸送量	計画書制度、公表制度、補助金・利子補給など	
短期 ～ 中期	省エネ行動の推進	地域住民、一般事業者に対するエコドライブの推進を図ります。	投入した行政費用など	見える化、普及啓発など	
	トッパンナー基準適合自動車の普及促進	トッパンナー基準適合自動車の普及を促進します。	車種別導入台数	補助金・利子補給など	
	クリーンエネルギー自動車の普及促進	クリーンエネルギーの普及を促進します。	車種別導入台数	補助金・利子補給など	
	アイドリングストップ装置導入	アイドリングストップ装置を導入します。	導入台数	補助金など	
全般	公共交通の利用促進(土地の利用と交通に係る部分は、4.3参照)	公共交通の利用促進を図ります。	投入した行政費用など	TFP(Travel Feedback Plan)等の社会実験費用の負担、LRT・BRT等公共交通の整備、バスリロケーションシステム導入助成、啓発など	
	交通代替の推進	テレワーク等情報通信技術を活用した交通代替の推進	テレワーク人口	アウトソース(テレワーク実施者)のコーディネート・支援、啓発など	

注) 短期、中期、長期の記述は、対策・施策の優先順位を示しているのではない。

表 4.2-7 対策・施策の整理（区域の住民の活動促進分野。ただし、再生可能エネルギー対策・自動車対策・廃棄物対策を除く）

対策区分	対策細目	対策概要	対策進捗管理指標の例 (毎年利用できるもの)	施策例
短期、中期	新築住宅における高断熱住宅の普及	最高等級の高断熱住宅の普及を進めます。	導入住戸数(推計)	住宅性能表示の普及、普及啓発、補助金・融資、導入エリア指定・開発業者との協定等の制度化など
	既築住宅の省エネ改修の促進	既築住宅において開口部を含めた高断熱化を進めます。	導入戸数	啓発、利子補給など
	共同住宅における省エネ促進	共同住宅の外皮の省エネ化を進めます。	導入共同住宅数	啓発、補助金・融資、制度化など
	ゼロエネルギー住宅の普及	ゼロエネルギー住宅の普及を進めます。	導入住戸数	補助金・融資、導入エリア指定等の制度化など
短期、中期	地域産木材を使用した地域工口住宅の普及	地域産木材を用いた高断熱、再生可能エネルギー導入住宅の開発、普及を進めます。	販売住戸数	開発に対する補助金・融資、啓発、導入エリア指定等の制度化など
	高効率設備・機器の普及	高効率設備・機器の普及を促進します。	機器別普及率(推計)	買換え促進ツール利用の啓発、補助金・融資、エコアクションポイント制度等の経済的手法など
	公営住宅への率先導入	公営住宅における省エネ設備・機器の率先導入を進めます。	導入住戸数	率先導入など
	共同住宅共用部への省エネ設備導入	共同住宅共用部における省エネ設備・機器の導入を進めます。	導入共同住宅数	補助金・融資、協定等の制度化など
省エネ行動の推進	使用面での省エネ促進	省エネを促進するためのHEMS、計測器・表示器等の普及を進めます。	導入住戸数	補助金・融資、協定等の制度化など
	省エネ行動の推進	省エネ行動の重要性に関する意識改革を進めます。	投入した行政費用など	啓発など
短期、中期	省エネ診断	省エネ診断事業と削減効果検証を進め、住民の意識改革を進めます。	診断件数	啓発、制度化など

注) 短期、中期、長期の記述は、対策・施策の優先順位を示しているのではない。

表 4.2-10 対策・施策の整理（フロン等対策）

対策区分	対策細目	対策概要	対策進捗管理指標の例 (毎年利用できるもの)	施策例
短期、中期	冷凍空調機器分野 ノンフロン製品または温暖化係数の低い製品導入	ノンフロン製品または温暖化係数の低い製品を購入します。 漏洩時には速やかな漏洩防止を図ります。措置を講ずる機器整備時のフロン回収の徹底を図ります。	購入数または購入率	率先導入、周知等の啓発、補助金・融資など
	稼働時の漏洩対策	漏洩時には速やかな漏洩防止を図ります。措置を講ずる機器整備時のフロン回収の徹底を図ります。	-	回収業者に対する講習会開催等の啓発など
	フロン類の回収	配管等からの冷媒等の漏えい防止のための点検・整備を行います。	-	適正な機器整備(漏洩防止)に関する周知等の啓発など
発泡・断熱材分野	フロン類の回収	法に基づくフロン類の回収を徹底します。	都道府県のフロン類回収量	啓発、関係組織との連携指導など
	ノンフロン断熱材の使用	ノンフロン断熱材の製品を使用します。	立ち入り検査の年間実施回数	法律の施行強化など
	使用済み断熱材の適正な処理	使用済み断熱材の適正な処理を徹底します。	ノンフロン断熱材使用案件数	率先導入、周知等の啓発、補助金・融資など
エアゾール分野	ノンフロン製品の導入	ノンフロン製品の導入を推進します。	-	啓発など
	フロンガス使用製品の使用抑制	フロンガス使用製品の使用方法の工夫により使用量を抑制します。	ノンフロン製品の購入率	啓発など
	フロンガス使用製品の適正な処理	フロンガス使用製品の適正な処理を推進します。	-	啓発など

注) 短期、中期、長期の記述は、対策・施策の優先順位を示しているのではない。

表 4.3-2 対策・施策の整理（地域環境の整備及び改善、土地利用・交通分野）

対策区分	対策細目	対策概要	対策効果指標の例 (毎年利用できるもの)				地方都市 外・郡部	検討が考えられる施策例
			大都市圏 都市部	大都市圏 郊外	地方都市	地方都市 外・郡部		
短期	モビリティ・マネジメント等の自動車交通需要の調整	通勤や買い物などにおける過度な自動車利用から、適切に公共交通や自転車等を利用する方向へ変化させるための普及啓発等措置を講じます。	↕	↕	↕		自動車通勤に関する計画書制度、域内の事業者・大規模集客施設等に対する普及啓発など、 行政による運行補助、エコポイントの活用など 行政による運行補助など	
	公共交通の運賃の低減	利用者の増加を図るため、鉄道・バスの運賃を引き下げます。	↕	↕	↕		行政による運行補助、エコポイントの活用など	
	公共交通の運行頻度の向上	利用者の増加を図るため、鉄道・バスの運行頻度を向上させます。	↕	↕	↕		行政による運行補助など	
	バス路線網の再編	利用者の利便の増進を図るため、バスの路線網を見直します。	↕	↕	↕		バス事業者間の連携の推進等	
	パーク&ライドの導入	鉄道駅等に駐車場を整備し、公共交通への乗り換えを促進します。	↕	↕	↕		行政による駐車場用地の提供など	
	コミュニティ・サイクルの整備	都市内の自転車での移動を便利にするため、乗り捨て型のレンタサイクルを導入します。	↕	↕	↕		行政による設備補助など	
	自転車走行空間の整備	都市内の自転車での移動を便利にするため、自転車専用道の整備等を行います。	↕	↕	↕		公共事業による自転車専用道の整備、道路空間の再配分による自転車レーンの設置など	
	鉄道新駅の設置	利用者の増加を図るため、鉄道の新駅を設置します。	↕	↕	↕		行政による設置費用の負担など	
	鉄道新線、地下鉄、新交通システムの整備	公共交通機関の利用者の増加を図るため、鉄道等の新線を整備します。	↕	↕	↕		上下分離方式による整備、補助金など	
	BRTの整備	公共交通の利用者の増加を図るため、BRTを整備します。	↕	↕	↕		上下分離方式による整備、補助金など	
LRTの整備	公共交通利用者の増加を図るため、LRTを整備します。	↕	↕	↕		上下分離方式による整備、補助金など		
中長期	徒歩、自転車、公共交通の利用促進							

出典：地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）



自動車の見直し	短期	中期	長期	行政による導入補助など
自動車の見直し	カーシェアリングの導入	自動車の保有から利用への転換を促し、自動車での移動機会の減少を図ります。	公共交通機関の運営が難しい地域において、自家用車の利用を抑制するため、乗り合い型のタクシーを導入します。	行政による導入補助など
	乗り合いタクシーの導入			行政による導入補助など
	都心部駐車容量の抑制	都心部の駐車場について、自動車での来街者を減らすため、駐車台数や駐車料金を調整します。		付置義務駐車場の緩和、駐車場の有料化など
	都心部乗り入れ規制	P&Rなどと組み合わせ、都心部への自動車の乗り入れを制限します。		条例の制定など
	トランジットモーターの整備	中心市街地などで、徒歩、自転車、公共交通が優先する魅力的な空間を創出し、郊外から中心市街地へ入る呼び込みます。		公共事業による基盤整備など
土地利用の見直し	郊外開発の抑制	市街化調整区域内等での新規開発等を抑制し都市機能の拡散を防止します。	中心市街地や公共交通に便利な地域の居住者数、就業者数	都市計画との連携
	公共施設・集客施設の立地の適正化	公共施設や集客施設について、徒歩、自転車、公共交通機関が便利な地区への新規立地や郊外から移転を誘導する等の措置を講じます。	徒歩、自転車、公共交通機関でのアクセスが容易な地区への新規立地件数	都市計画画との連携、条例の制定など
	中心市街地・公共交通軸上への居住・就業推進	徒歩、自転車、公共交通機関での移動を促進するため、元々都市基盤が整備されている中心市街地や鉄軌道駅周辺等における居住、就業を推進します。	中心市街地や公共交通に便利な地域の居住者数、就業者数	条例による地域指定、都市計画法との連携など

注) 短期、中期、長期の記述は、対策・施策の優先順位を示しているのではない。

表 4.3-3 対策・施策の整理（街区・地区単位の対策、エネルギーの面的利用）

対策区分	対策細目	対策概要	対策効果指標の例 （毎年利用できるもの）	検討が考えられる施策例
短期	雪水冷熱活用	雪水冷熱による地域熱供給を中小規模エリアに導入します。	施設床面積	補助金・低利融資など
	建物間熱融通の導入	近隣の個別需要家の建物を導管で連結し、建物相互間で熱を融通したり、熱源設備を共同利用するシステムを導入します。	導入施設床面積	補助金・低利融資など
	エネルギーの高効率利用 （ヒートポンプシステムの導入）	高効率ヒートポンプシステムによる建物群の集団的なエネルギー運用システムを整備します。	導入施設床面積	補助金・低利融資など
	エネルギーの多段階利用 （コージェネレーションシステムの導入）	コージェネレーションを導入し、発電・排熱利用によるエネルギーの総合的利用を推進する建物群の集団的なエネルギー運用システムを整備します。	発電設備容量	補助金・低利融資など
	工場排熱・清掃工場排熱等の未利用エネルギーを活用した熱供給システム	排熱輸送システムを導入し、地域熱供給を導入する地区・街区を整備します。	供給熱量	補助金・低利融資、都市計画との連携など
	地点熱供給（集中プラント）の導入	規模がやや小さい地域熱供給、特定建物への熱供給システムを整備します。	供給熱量	補助金・低利融資、都市計画との連携など
中長期	エネルギーの面的利用	コンビナート等、複数工場間における低温排熱の利用や熱エネルギーの総合融通など面的利用を推進します。	省エネルギー量	制度化、エリア指定、許認可・法制度面等手続きの簡素化
	再開発時等の複合技術導入対策	比較的大規模な新規開発、既成市街地再開発における地域熱供給、再生可能エネルギー・未利用エネルギー等の導入、計画エリア内の建築物の省エネルギー対策、マイクログリッドなど、地域の将来像を踏まえ、徹底した低炭素型地区・街区の形成を進めます。	再生可能エネルギー供給 熱量・電力量 省エネルギー住宅・建築物数等	地球温暖化対策条例等に基づく地域指定、建築物環境計画書制度、住民協定、補助金・低利融資など

注) 短期、中期、長期の記述は、対策・施策の優先順位を示しているものではありません。

表 4.3-4 対策・施策の整理（緑地の保全及び緑化の推進、熱環境の改善）

短期		対策細目		対策概要		対策評価指標(毎年利用で きるもの)		検討が考えられる施策例	
緑地の 全及 び緑 化の 推進	保 全	大規模緑地の保全	現に、都市内にある里山などの大規模な緑地について、宅地転用を防ぐなど保全します。	緑地面積	都市計画との連携など				
		小規模緑地の保全	現に都市内にある屋敷林などの小規模な緑地について、宅地転用を防ぐなど保全します。	緑地面積	条例による樹木の保存、転用の制限など				
		屋上緑化・壁面緑化、建築物敷地内緑化 街路樹等の整備	住宅や建築物、公共施設の屋上、壁面、敷地内について、緑化を行います。 電線を地中化し、高木植栽を行うなど街路樹の整備をします。	屋上緑化面積、壁面緑化面積、緑地面積 緑地面積	補助金、条例による義務化、緑化地域制度の活用など 公共事業など				
熱環境の 改善	環 境 改 善	土系舗装	地面からの蒸発散量を増やすため、保水性、透水性の舗装を行います。	保水性・透水性舗装面積	公共事業など				
		地下水・下水再生水等を利用した散水	地下水等を利用した散水を行い、周辺温度の低下を図ります。	周辺温度	補助金など				
		軌道緑化	路面電車の軌道を緑化し、周辺温度の低下を図ります。	周辺温度	補助金、公共事業など				
		暗渠河川の再生	かつて暗渠をされた河川を再生し、水辺を回復します。	水面面積	公共事業など				
		風の道の整備	建築物や道路の配置等を工夫するなどし、海風等を都市内に誘導し、都市の気温の低下を図ります。	(観測点の)気温	都市計画との連携、公共事業の活用(都市公園、道路、河川など)など				

※個別の省エネルギー等の温暖化対策技術の導入による人工排熱の低減も熱環境の改善に資する。  
注) 短期、中期、長期の記述は、対策・施策の優先順位を示しているものではありません。

表 4.4-1 対策・施策の整理 (1) (循環型社会の形成)

対策区分	対策細目	対策概要	対策進捗管理指標の例 (毎年利用できるもの)	検討が考えられる施策例
短期	ごみ処理有料化	排出量に応じた負担の公平化、住民の意識改革によりごみ排出抑制を進めます。	一人一日当たりごみ排出量	条例など
	市民意識の向上	ごみ減量化・再生利用、適切な分別に関する啓発・情報提供、施設見学、環境教育を進めます。	生活系ごみの一人一日当たりごみ排出量	普及啓発など
	一般廃棄物多量排出事業者対策	多量に一般廃棄物を排出する事業者への対策を進めます。	事業系ごみの総排出量	行政による指導、手数料の徴収など
	容器包装廃棄物の排出抑制	過剰包装抑制(容器包装の簡易化、繰り返し使用できる商品等の製造販売)、レジ袋の削減、リターナブルびん利用促進等を進めます。	一人一日当たりごみ排出量	自主協定の締結など
	環境物品等の使用促進	環境負荷の少ない商品の使用を促進します。	環境物品調達量実績	行政によるグリーン購入、普及啓発など
	住民団体による集団回収の促進等	住民団体による古紙・衣類等の集団回収を進めます。	集団回収量	普及啓発など
	食品廃棄物の排出抑制	売れ残り、食べ残しを減らす工夫など、食品が廃棄物とならない方法を講じます。	一人一日当たりの食品廃棄物排出量	普及啓発、条例による取り組み義務化など
	生ごみ、木くず等有機物の再資源化又は中間処理	最終処分場への直接投入を減らすために再資源化等の施設整備を進めます。	再資源化・中間処理量	行政による施設設置補助等 など
	産業廃棄物の排出抑制	産業廃棄物の排出抑制や減量化・リサイクルの促進を図ります。	産業廃棄物最終処分量	情報提供、条例による取り組み義務化、産業廃棄物税の導入など
	飼料化施設等の再資源化施設の導入	排出抑制・再利用・分別等の効果を勘案し、エネルギー回収以外の最適な中間処理方法を選択します。	廃棄物からの資源回収率	行政による導入など
	リサイクルへの取組	リサイクルの取組を進めます。	リサイクル率	普及啓発など

出典：地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）

	<p>廃棄物焼却施設等における燃焼の高度化</p>	<p>一般廃棄物焼却施設について、全連続炉の焼却施設設置の推進し、連続運転による処理割合を増加します。また、下水汚泥焼却施設において、燃焼の高度化を行います。</p>	<p>燃焼の高度化の実施率</p>	<p>行政による導入など</p>
--	---------------------------	---	-------------------	------------------

注) 短期、中期、長期の記述は、対策・施策の優先順位を示しているのではない。

表 4.4-2 対策・施策の整理 (2) (循環型社会の形成)

対策区分	対策細目		対策概要	対策進捗管理指標の例 (毎年利用できるもの)	検討が考えられる施策例
	熱回収等				
中長期		一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設における発電等の余熱利用設備、液体・固体燃料製造、メタン発酵等の燃料製造設備の導入	メタン発酵、廃棄物発電、熱回収システムの導入と場内外における利用を進めます。	廃棄物からの熱回収量	行政による導入、補助など
		車両対策	ごみ収集運搬車へのBDFの導入等を行います。	BDF使用率	行政による導入など
	地域循環圏の構築	バイオマス系循環資源の飼料化・肥料化等による圏域内での循環利用 産業廃棄物等の広域流通による再生利用 大都市における徹底した資源回収	食品廃棄物等の肥料化による農業生産への利用、生産農作物の販売など循環的な資源利用を進めます。 製造業廃棄物等の再循環システムを構築します。 大都市におけるバイオマス系資源やプラスチック等の廃棄物について、資源回収の徹底と再生利用等を進めます。	廃棄物からの資源回収率 廃棄物からの資源回収率 廃棄物からの資源回収率	行政による導入など 施設設置補助など モデル事業の実施など

注) 短期、中期、長期の記述は、対策・施策の優先順位を示しているのではない。